

仙台市農業委員会第 29 回総会議事録

I. 開催日時 令和 2 年 10 月 29 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 1 時 59 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 4 号議案 農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)について(一括方式)
5. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件
 - (6) 令和 2 年度第 1 回企画検討チーム会議報告
6. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 農業委員会関係出張等の復命
 - (3) 事務局からの連絡事項
 - ①農地利用最適化推進委員候補者の公募について
 - ②その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第29回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、8番菅野則義委員、11番菊地郁夫委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。 (午後1時32分) 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第一調査委員会が担当し、10月22日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。 番号4番については、取得面積が大きいことから聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。	
<p>調査報告（机上配布） （第一調査委員会委員長結城一吉報告） 第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、10月22日に実施いたしました。調査は、4番大泉権吾委員、7番加藤和彦委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私（19番結城一吉委員）の5名で行いまし</p>		

た。今回の申請は、売買による規模拡大が2件、贈与による農業承継が4件の合計6件です。

番号1番と2番の報告は15番鈴木正年委員、番号3番の報告は7番加藤和彦委員、番号4番の報告は4番大泉権吾委員、番号5番と6番の報告は11番菊地郁夫委員です。

(15番鈴木正年委員報告)

番号1番は、売買による所有権移転です。譲渡人が離農することから、申請地の隣接地を耕作する譲受人が売買により取得して規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で1,680aの農地を耕作しています。10月14日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与による所有権移転です。同一世帯の親から子へ贈与をして農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機は共同で1台を所有し、家族4人で368aの農地を耕作しています。なお、10月12日に遠藤正順農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(7番加藤和彦委員報告)

番号3番は、贈与による所有権移転です。同一世帯の親から子へ贈与して農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で60aの農地を耕作しています。なお、10月14日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第1号議案の番号4番については、4番大泉権吾委員から報告します。

大泉権吾委員
(4番)

番号4番は、売買による所有権移転です。面積が大きいことから、聞き取り調査をしています。譲受人は兼業にて稲作主体に農業を営んでいましたが、退職を機に申請地を取得し、本格的に農業経営を図り規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈りは作業委託によ

り、68 a の農地を耕作していましたが、権利取得後は地域の機械利用組合に加入して田植機と収穫機を利用し、息子と 2 人で耕作していく計画です。65 歳までは再雇用を含め勤めていましたが、その後法人での研修も行っており、今後の農業経営に不安はないということです。10 月 12 日に遠藤正順農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

調査報告（机上配布）

（11 番菊地郁夫委員報告）

番号 5 番は、贈与による所有権移転です。同一世帯の孫へ贈与をして農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 5 人で 201 a の農地を耕作しています。なお、10 月 9 日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号 6 番は、贈与による所有権移転です。同一世帯の娘夫婦へ贈与して農業承継を図るものです。譲渡人の持分すべてを 2 人に贈与するものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 5 人で 173 a の農地を耕作しています。なお、10 月 16 日に小野寺潔農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 1 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第 1 号議案について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

議 長

第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第一調委員会委員長結城一吉報告）

第 2 号議案の調査結果について報告します。調査は、3 番赤間敬委員、5 番大里重市委員、6 番加藤和江委員、13 番品川忠夫委員の 4 名で行いました。今回の申請は、貸資材置場に転用するものが 1 件、農業用施設に転用するものが 1 件の合計 2 件です。番号 1 番と 2 番の報告は 3 番赤間敬委員です。

（3 番赤間敬委員報告）

番号 1 番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、申請者が、不整形地である畑 588 m²を貸資材置場に整備し、借り受け希望者が資材置場（単管パイプ）に 24 m²、駐車場に 72 m²、通路・作業スペースに 492 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、全額自己資金であり、定期預金証書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 2 番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha 以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、農用地となっていますが、9 月 29 日開催第 28 回総会において、農振の用途区分変更で「やむを得ない」と意見決定し、10 月 1 日に用途区分変更が決定しているものです。申請は、農業を営む申請者が、農地の規模拡大に伴い、農業用施設を増設するもので、田 1,498 m²のうち 788 m²を転用し（残り 710 m²は既に農業用施設に転用済）、農業用倉庫等に 188 m²、駐車場（普通車 5 台）に 75 m²、野菜残渣置場に 50 m²、通路・作業スペースに 475 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 2 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご

意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時39分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

(第一調査委員会委員長結城一吉報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが3件、資材置場に転用するものが1件、農業用施設に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件の合計7件です。番号1番から3番までの報告は13番品川忠夫委員、番号4番と5番の報告は6番加藤和江委員、番号6番と7番の報告は5番大里重市委員です。

(13番品川忠夫委員)

番号1番から3番は同一事業であるため、一括して報告いたします。駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外の農地です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、市街化区域に隣接していることから、第2種農地と判断しました。申請は、管工事業者が事業規模拡大のため、畑5筆1,397㎡を転用し、駐車場（工事用車両5台・普通車14台）に542㎡、通路に855㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(6番加藤和江委員報告)

番号4番は、資材置場に一時転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地

は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が17-8の一部198.8㎡と19-6実測225.8㎡を足した畑実測424.6㎡と19-7雑種地実測42.9㎡を含む事業面積467.5㎡を利用し、資材置場に141.7㎡、駐車場（普通車9台）に148.2㎡、通路・車両転回場に177.6㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、一時転用の期間は許可日から令和3年4月15日まで（約5.5月）となっております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、解体建設業者が田2,910㎡と原野398㎡を含む事業面積3,308㎡を利用し、資材置場（解体機材置場1,096㎡・太陽光資材置場958㎡）に2,054㎡、駐車場（普通車6台、大型車3台）に241㎡、通路に1,013㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（5番大里重市委員報告）

番号6番は、農業用施設に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲渡人の子が畑681.12㎡と宅地2.68㎡を含む事業面積683.80㎡を利用し、農業用倉庫等に60.92㎡、転回スペース及び駐車場（普通車4台）に322.79㎡、法面に219.26㎡、通路に80.83㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資

の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が、不整形地である田 2,480 m²を転用し、太陽光発電パネル 336 枚（発電出力 49.8kW）に 537.66 m²、太陽光発電施設用地（資材置場等に 475 m²、通路・法面等に 1,467.34 m²）を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。地上権の設定期間は 20 年間です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 3 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 3 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

（午後 1 時 40 分）

議 長

第 4 号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式）、を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局
農地係長

第 4 号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）については、一括方式となります。中間管理事業については、集積計画と配分計画がありますが、令和元年 11 月に法律の一部を改正する法律が制定され、集積計画だけで一括設定ができることになりました。法律制定後では、初めての事案となります。令和 2 年 10 月 30 日仙台市公告予定となるものです。総数で 25 件、132,357 m²です。内訳は、すべて新規によるものです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。以上でございます。よろしくご審議願います。

議 長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

（質問・意見なし）

議 長	<p>それでは、質問等がありませんので、採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)について(一括方式)は、承認と決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時42分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(5)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件までを事務局から報告願います。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり、番号4030から4035まで6件の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅への転用が2件、宅地・駐車場・公衆用道路・事業用建物への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。</p> <p>続きまして、(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから6ページに記載のとおり、番号5079から5100まで22件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が10件、共同住宅・駐車場への転用が各4件ずつ、公衆用道路への転用が2件、資材置場・診療所への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。</p> <p>続きまして、(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、7ページから8ページに記載のとおり10件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。</p> <p>続きまして、(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、9ページから10ページに記載のとおり15件ありました。すべて合意解約によるものです。</p> <p>続きまして、(5)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、11ページから12ページに記載のとおり5件ありました。</p> <p>農地関連の報告事項は以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようです。次に(6)令和2年度第1回企画検討チーム会議報告につ</p>

	いてを、松原企画検討チーム長から報告願います。なお、質問については説明後受けます。
(6)松原企画検討チーム長	— 説明 — (6)令和2年度第1回企画検討チーム会議報告について
議長	(6)令和2年度第1回企画検討チーム会議報告についてご質問等はございませんか。 これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。 以上で報告事項を終了いたします。 (午後1時48分)
議長	続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料2をご覧ください。
会長	(会長報告)
議長	続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について 加藤和江委員から10月20日開催の令和2年度女性の社会参画に関する懇談会の報告をお願いします。
加藤和江委員	— 報告 —
議長	次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局 振興係	(3)事務局からの連絡事項について ①農地利用最適化推進委員候補者の公募について 農地利用最適化推進委員と農業委員の公募について ②その他事務局からの連絡事項
議長	その他についてご意見、ご質問等はございますか。 (意見なし)
議長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ、以上で全てを終了いたします。
司会：主幹兼 振興係長	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 29 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 1 時 59 分)